

平成 28 年度診療報酬改定における 主要改定項目について より抜粋

【Ⅱ－3（患者の視点等／リハビリテーションの推進）－⑪】

リンパ浮腫の複合的治療等 骨子【Ⅱ－3(11)】

第1 基本的な考え方

リンパ浮腫に対する治療を充実するため、リンパ浮腫に対する複合的治療について項目を新設し、またリンパ浮腫指導管理料の実施職種に作業療法士を追加する。

第2 具体的な内容

1. リンパ浮腫に対する複合的治療に係る項目を新設する。

(新) リンパ浮腫複合的治療料

- 1 重症の場合 200 点（1日につき）
- 2 1以外の場合 100 点（1日につき）

[算定要件]

- (1) リンパ浮腫指導管理料の対象となる腫瘍に対する手術等の後にリンパ浮腫に罹患した、国際リンパ学会による病期分類Ⅰ期以降の患者。Ⅱ期後期以降を重症とする。
- (2) 重症の場合は治療を開始した月とその翌月は2月合わせて11回を限度として、治療を開始した月の翌々月からは月1回を限度として所定の点数を算定する。重症以外の場合は、6月に1回を限度として所定の点数を算定する。
- (3) 専任の医師が直接行うもの、又は専任の医師の指導監督の下、専任の看護師、理学療法士又は作業療法士が行うものについて算定する。あん摩マッサージ指圧師（当該保険医療機関に勤務する者で、あん摩マッサージ指圧師の資格を取得後、保険医療機関において2年以上業務に従事し、施設基準に定める適切な研修を修了した者に限る。）が行う場合は、専任の医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が事前に指示し、かつ事後に報告を受ける場合に限り算定できる。
- (4) 弾性着衣又は弾性包帯による圧迫、圧迫下の運動、用手的リンパドレナージ、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導等を適切に組み合わせ、重症については1回40分以上、それ以外の場合は1回20分以上行った場合に算定する。なお、一連の治療において、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導は必ず行うこと。また、重症の場合は、毎回の治療において弾性着衣又は弾性包帯による圧迫を行うこと（行わない医学的理由がある場合を除く。）。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関に、次の要件を全て満たす専任の常勤医師1名及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名が勤務していること。

- ① それぞれの資格を取得後2年以上経過していること。
 - ② 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上診療していること（医師の場合に限る。）。
 - ③ リンパ浮腫の複合的治療について適切な研修（座学が33時間以上、実習が67時間以上行われ、修了に当たって試験が行われるもの。）を修了していること。
- (2) 当該保険医療機関において、直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定していること。
 - (3) 当該保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎に対する診療を適切に行うことができること。

厚生労働省よりリンパ浮腫治療料に関する疑義解釈より抜粋 2016/06/14

【リンパ浮腫複合的治療料】

(問 23) リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準の(1)ウについて、以下の研修を修了した者は、「専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱」にかかる要件を満たすものと考えてよいか。

(座学部分のみ要件を満たす研修として)

- ・厚生労働省委託事業として実施された「新リンパ浮腫研修」(平成 25 年度に実施のもの)
- ・一般社団法人ライフ・プランニング・センターにより実施された「新リンパ浮腫研修」(平成 26 年度から 28 年度に実施のもの。)
- ・日本 D L M 技術者会による「D V T M 研修」(平成 22 年度から 24 年度に実施のもの)

(実習部分のみ要件を満たす研修として)

- ・フランシラセラピストスクール日本校による「リンパ浮腫セラピスト」認定コース(平成 26 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・一般社団法人 I C A A による「リンパドレナージセラピスト育成講座」(平成 26 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・一般社団法人日本浮腫緩和療法協会による「上級コース(リンパ浮腫コース)」(平成 26 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・特定非営利活動法人日本リンパドレナージスト協会による「リンパ浮腫セラピスト実技研修コース B 基礎講習+基礎補完」(平成 26 年度に実施のもの)

(座学部分、実習とも要件を満たす研修として)

- ・フランシラセラピストスクール日本校による「リンパ浮腫セラピスト」認定コース(平成 22 年度から 25 年度に実施のもの)
- ・公益財団法人がん研究会有明病院によるリンパ浮腫セラピスト養成講習会(平成 23 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・日本 D L M 技術者会による「D V T M 研修」(平成 25 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・特定非営利活動法人日本リンパドレナージスト協会による「MLD/CDT 技能者(リンパ浮腫)養成講座」(平成 24 年度又は 25 年度に実施のもの)、「リンパ浮腫セラピスト養成講座」(平成 26 年度から 28 年度に実施のもの)
- ・一般社団法人 I C A A による「リンパドレナージセラピスト育成講座」(平成 24 年

度に実施のもの)

・東京医療専門学校による「リンパ浮腫療法士・資格取得講習会」(平成 25 年度から 28 年度に実施のもの)

・特定非営利活動法人日本医療リンパドレナージ協会による「養成講習会」(平成 11 年度から 28 年度の間に実施のもの)

・一般社団法人リンパ浮腫指導技能者養成協会による「リンパ浮腫指導技能者養成講座」(平成 20 年度から平成 25 年度に実施のもの)

(答)よい。